

定期報告対象建築物一覧と報告年度

対象用途	報告対象規模		報告時期
	政令で指定するもの (避難階のみを当該用途に 供するものを除く)	細則で定めるもの (政令指定を除く)	
1. 劇場、映画館又は演芸場	①当該用途が3階以上の階にあるもの（床面積が100㎡以下のものを除く。以下この表において同じ。） ②当該用途の床面積（客席部分）の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④当該用途が地階にあるもの（床面積が100㎡以下のものを除く。以下この表において同じ。）	①当該用途が3階以上の階にあるもの（3階以上の各階における当該用途に供する部分の床面積が100㎡以下のものを除く。以下この表において同じ。） ②当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③主階が1階にないもの（当該用途の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。）	令和6年度 (以降3年毎)
2. 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積（客席部分）の合計が200㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの	
3. 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	
4. 児童福祉施設等（令第115条の3第1項第1号に規定する児童福祉施設等をいう。）	高齢者、障害者等の就寝用途 ※1に限る ①当該用途が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	
5. ホテル又は旅館	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	
6. 学校		①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
7. 体育館	学校に附属するものを除く。 ①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの		
8. 下宿		①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	令和7年度 (以降3年毎)
9. 共同住宅又は寄宿舎	高齢者、障害者等の就寝用途 ※2に限る ①当該用途が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの		
10. 事務所その他これに類するもの		①その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの（当該用途に供する部分が5階以上の階にないものを除く。）	
11. 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	令和8年度 (以降3年毎)
12. 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上のもの ④当該用途が地階にあるもの	①当該用途が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	

※1 告示第240号第1第2項第2号～9号

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業

※2 告示第240号第1第2項第1号

共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム）

※注 「高齢者、障害者等の就寝用途」にあたる建築物は、これまでに報告したことがある場合は、最後に報告対象となった年度の3年後、初めての報告の場合は※1、2の区分にしたがった時期に報告してください。